

文部科学省の通知「完全学校週五日制の実施について」についての見解

二〇〇二年三月一八日

日本高等学校教職員組合中央執行委員会

文部科学省は、三月五日「完全学校週五日制の実施について」（通知）をだしました。四月からの完全学校週五日制実施にむけて文部科学省が、教育行政として初めて基本的立場を明らかにしたものです。完全学校週五日制という戦後初めて学習指導要領改訂を伴った制度改変を前にして、条件整備等のため少なくとも概算要求の前には、政府・文部科学省として基本方針を明らかにすべきところ、直前に通知がだされるという事態に教育政策の深刻な矛盾を読み取らざるを得ません。それは、四月からの新学習指導要領の全面実施にむけての文部科学省の基本的スタンスを明らかにした文部科学省の「確かな学力の向上のための二〇〇二アピール『学びのすすめ』（一月一七日）」が、完全学校五日制実施については全くふれず補習や宿題を強調していることから見ることもできます。

今回だされた通知は、二つの点で「学びのすすめ」と性格を異にしています。それは第一に、「学びのすすめ」が国民に対するアピールであったものが、通知は、主として地方教育行政を対象にしていること。つまり父母・国民には正面きって従来の教育政策の目玉であった「ゆとり」を掲げることができないということです。第二に、「学びのすすめ」とは裏腹に、通知は放課後や土日の子どもの地域での活動を要請していることに端的に現れています。つまり国民向けには子どもにも授業外での学習を呼びかけ、地方教育行政には、「ゆとり」を呼びかけるといって使い分けをしているということです。

この背景には、父母・国民や財界の学力批判に対して、「学び」を強調し、「ゆとり」を言葉としても使えないという事情があるからです。しかし父母・国民の学力批判は、学校週五日制にあるのではなく、新学習指導要領にあります。この間文部科学省は、「ゆとり」という言葉を、教える内容を三割削減したので学校週五日制にしても授業にゆとりがでてくるという授業に限定した主張を繰り返してきました。すべての子どもにも基礎的学力をつけるという立場を放棄した「精選」に加え「総合的な学習の時間」で教科の時間を圧縮させたことが、完全学校週五日制実施と重なり父母・国民の不安をつくりだしているのです。「学びのすすめ」の最後に、全国的な学力調査の結果に基づき「学習指導要領の見直しに迅速かつ適切に」行う方針も明らかにしているほどですから、その不安は当然です。「土曜補習は望ましくない」と文部事務次官が表明している（二月一四日 定例記者会見）にもかかわらず、通知ではそのことにまったくふれていないという自信の無さが、その不安を増幅しています。差別的・能力主義的な選択授業の小学校低学年からの導入や「総合的な学習の時間」等を使い、特色ある学校づくり競争と自己責任による公教育のスリム化と教育政策を貫徹しようとした新自由主義的教育政策は、大幅な手直しを余儀なくされています。今、文部科学省に求められているのは、すべての子どもにも基礎的な学力と進路選択の力を育てることをめざした新学習指導要領の抜本的見直しをすすめることです。

学校週五日制実施にかかわる矛盾の克服は、新学習指導要領の抜本的見直し、高校入試選抜制度・方法の多様化・多元化、高校「多様化」政策、大学入試制度の改善や三〇人学級等の教育条件整備等にあることは、この間の国民的な議論や日高教の学校週五日制のアンケート結果からも明らかになっています。これらの課題を正面から受け止めた姿勢を文部科学省がもつことによってはじめて父母・国民の不安を解消することができるのでないでしょうか。

にもかかわらず今回の「通知」は、これらのことにとまったくふれない無責任なものです。しかし「通知」は、教育政策のゆらぎの中で教職員管理政策の強化等をはかりながらも、父母・国民の批判を一部反映したものになっています。

「通知」の内容にそって見てみましょう。

一、「完全学校週五日制の趣旨」として、「家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて主体的に使える時間を増やし、『ゆとり』の中で、学校・家庭・地域社会が相互に連携」して子どもに「生きる力」を育むとしています。

これは文部科学省の当初の導入の趣旨をふまえたものであり、この点では小泉「米百俵プラン」など本格的学校教育体系の複線化をめざす一元的進学競争が影を潜め、従来の文部科学省の立場を示すものです。ここからは、補習や宿題などがことさらにはいる余地はありません。従って、学力問題の解決は、補習などに頼るのではなく、教育課程のあり方が問われることになります。

二、そのための留意事項として教育課程については、新学習指導要領に基づくとともに、「学校における体験活動が、児童等の学校外の自主的な活動を促進すること」にふれています。新学習指導要領の問題は、すでにふれましたが、子どもの自主活動の促進を強調していることは重要です。

また、学校運営については、「地域に開かれた学校づくりについて」、「教育活動について家庭や地域社会に説明し、理解を得ること」「学校施設を積極的に開放し、そのための条件整備に努めること」「休業日に保護者が家庭にいない幼児や低学年児童、障害のある児童…の活動機会の提供に特に留意」し、「指導員の確保」とともに、「教員も必要に応じて適切に対処すること」としています。

父母・住民への説明責任など開かれた学校づくりは、私たちの共同の学校づくりの基礎になるものです。学校開放については、教職員の合意が求められますが、社会教育施設等の不備の中で、子どもたちの土日の生活・活動を保障するために学校開放について生徒、父母・住民と条件整備の問題も含めて十分議論する必要があります。また教職員の参加については自主的であることが原則です。その上で、生徒参加、父母・住民との共同の学校づくりを通して学校週五日制を民主的・高校教育改革の契機にするための重要な課題になっています。また、指導員を確保して障害児の活動機会を保障することは父母の願いにもつながるものです。

三・教員の勤務時間については、長期休業期間における勤務時間の有効活用を図るとしている。その際、初任研、経年研等各種研修に活用すること、教員の自主的・主体的研修を奨励・支援することを求めています。

多くの教職員が精神的・肉体的困難から定年を迎えることなく退職を余儀なくされており、過労死さえ生みだしている今日の教職員の長時間・過密勤務をどう解消するのかが厳しく問われています。通知は、そのことにまったくふれていません。教職員の勤務条件が優れて教育条件であるという事実から、教職員が抱えている困難を解消する責任が問われています。

私たちは、初任研・経年研という制度のねらいと押しつけ、とりわけ研修の本来の目的を逸脱してその後の人事や待遇に反映させること、また今回出されている教員評価に基づく研修メニューによる一〇年次研修に強く反対しています。その上で、学校の授業や行事を無視して行われることに反対してきました。その点では、長期休業中での研修は次善の策とも言えるものです。また、教職員の自主的・主体的研修の奨励・支援を打ちだしたことに重要です。長期休業中のまとめどりがなくなったことを理由に学校勤務を押しつけようとしながら、矛盾した方策を出したものです。学校週五日制の下で学力問題が父母・国民の不安を呼び起こしている中で、授業等の充実のための学校を離れた多彩な研修は不可欠です。しかし、この通知の「長期休業中における勤務時間の有効活用」は、自主的研修を促す文脈で書かれているにもかかわらず、実際的には補習などの学校勤務を強要する根拠ともなるものです。

四・家庭や地域社会における対応等として、「放課後や土曜日・日曜日、長期休業期間において、児童等が主体的に活動することができるよう」にする。そのために障害のある児童等や保護者が家庭にいない児童等に配慮すること。また社会教育施設・社会体育施設、文化施設などの確保や博物館・美術館等の無料開放の配慮を呼びかけています。

学校外の児童・生徒のあり方は、「子どもの権利条約」の立場から、必要な保護と市民的活動が保障されなければなりません。そのため条件整備として、いくつかのことにふれられていますが、学童保育の拡充や障害児への福祉施策、また社会教育施設等の無料開放や十八歳以下でも施設使用を可能にすること等が求められます。

このように「通知」は、基本的な問題点をもちながら、完全学校週五日制実施の際の個別の問題点を解決する父母・国民との共同のとりくみの手掛かりにすることも可能です。

日高教は、完全学校週五日制を民主的な高校教育改革の契機にすることを呼びかけてきました。そのためにはすべての教職員が率直に話し合うことと同時に、生徒参加、父母・住民との共同の学校づくりの中で、土曜補習問題や部活問題、教職員や生徒の市民としての活動など、父母・国民の要求を一定反映した矛盾に満ちた今回の文部科学省の「通知」を活用するとりくみが求められています。

以上

参考

学校週五日制に関する日高教の対文部科学省要求項目

一・文部科学省として学校週五日制を生かし、子ども・青年に真にゆとりある教育と生活を保障するための全面的な見解と財政措置を伴った施策を国民に明らかにすること。

二・新学習指導要領を抜本的に見直し、すべての子ども・青年に基礎学力と進路選択の力を育て、ゆとりある学校生活を保障するために、教育内容の精選と大綱基準化をはかること。当面、行政としての画一的指導を行わず、弾力的な運用など学校の自主性を尊重する立場を明らかにすること。

三・大学入試制度問題を解決するために、大学入試の資格試験化を推進すること。また、大学進学のための土曜補習等の押しつけは学校週五日制の趣旨に反することを明らかにすること。

四・学校週五日制での教科教育等の充実をはかるために、教特法第二二条の研修権を保障し長期休業中の研修を積極的に確保する方針を明確にすること。

五・関係者の合意をはかり、学校週五日制の趣旨をふまえ、自主的な教育活動としての部活動にふさわしい統一的な規制措置を、関連団体に要請すること。また、休業日の部活動の押しつけが、学校週五日制の趣旨に反することを明らかにすること。

六・休業日の子ども・青年の豊かな生活を保障するために以下の施策を実施すること。

(一) 高校生の地域での多面的な活動がすすめられるよう社会教育の充実、地域の公的施設の拡充・活用をはかるための人的・財政的措置をとること。

(二) 障害児の家庭・地域での生活と活動を保障するため、月二回学校週五日制実施の際の課題を明らかにするとともに公的な福祉・教育施策を充実すること。

(三) 学校開放は、教職員の合意の下にすすめること。

(四) 休業日の学校開放や子ども・青年の地域活動等に必要な専任職員を配置すること。

(五) 今日の高校生の就職難や失業者の増大に鑑み、上記の職域での緊急の雇用対策交付金の活用を要請するとともに新たな公的雇用機会を増やすための財政措置を図ること。

(六) 保護者が子どもと過ごす機会を確保するため、大人社会全体が週休二日制となるよう政府としての施策を実施することに努力すること。

七・学校週五日制実施に伴い、教職員の勤務が加重にならないよう、労基法・労働安全衛生法・給特法や超勤規制を求める厚生労働省通達を厳格に守る立場を明らかにすること。